

命を大切に！ 自転車のルール



自己流ルールはやめて、正しいルールを学びましょう。
交通社会の一員として、責任を自覚し、事故の当事者にならないようにしましょう。

明石市内には「**自転車・原付 放置禁止区域**」があります。



市内JR駅周辺および山陽電車東二見駅周辺

放置禁止区域に自転車・原動機付自転車がとまっていると、市が「撤去」し自転車保管庫(谷八木保管庫)へ移動させます。

引き取り時には「移動保管手数料」が発生します。
自転車 2000円 原動機付自転車 4000円

危険な行為の項目 16

1 信号無視



2 通行禁止違反
(歩行者用道路を通行するなど)



3 通行区分違反
(車道の右側通行など)



4 歩行者専用道路における
車両の義務違反
(通行の際に徐行しないなど)



5 路側帯通行時の
歩行者の通行妨害



(歩行者を妨げる速度で進行するなど)

6 遮断踏切立入り
(警報が鳴っている踏切に進入するなど)



7 交差点安全進行義務違反等
(他の車両等に注意して進行しないなど)



8 交差点優先車妨害等
(右折時に直進車等を妨害するなど)



9 環状交差点安全
進行義務違反等



(徐行せずに、環状交差点に進入するなど)

10 指定場所一時不停止等
(「止まれ」の標識では一時停止をする)



11 歩道通行時の通行方法違反
(車道寄りを通行しないなど)



12 制動装置不良自転車運転
(ブレーキがない・効かない自転車を運転した)

13 酒気帯び運転等
(アルコールを飲んで運転する行為)



14 安全運転義務違反
(わき見運転をするなど)



15 携帯電話使用等



(手に持ったの通話、画像を見ての運転)

16 妨害運転



(幅寄せ 危険な進路変更
不必要な急ブレーキ ベルをしつこく鳴らす)

【交通事故にあったとき・起こしてしまったとき】

- ① 落ち着いてけが人を救護する。自分の体の状態も確認する。
(怪我はないか? 体のどこかを痛めていないか? など)
- ② 警察に届ける。相手方の情報を記録しておく。
(警察に届けずにその場を立ち去ると「ひき逃げ事故」として捜査されます。)

突然のアクシデントで、パニックになってしまいがちですが、冷静に行動しましょう。

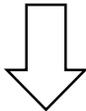
◇自転車運転者講習制度◇

～自転車の悪質運転者対策～

【対象者 14才以上】

自転車運転中に危険な行為の項目16(左ページ参照)で、3年以内に2回取り締まりを受けると、自転車安全運転講習を受講しなければなりません。

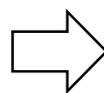
例) 信号無視、携帯電話使用運転(安全運転義務違反)で取り締まりを2回受けた。
(危険運転が原因で交通事故を起こした場合も取り締まりを受けた事に含まれる。)



兵庫県公安委員会から
受講命令

自転車安全講習	講習時間	3時間
	講習手数料	6,000円

未受講



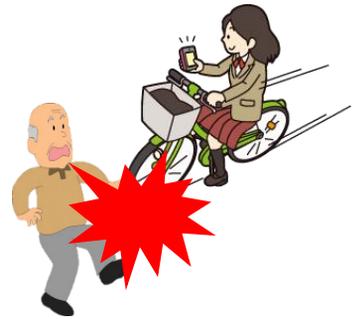
受講命令に従わないと5万円以下の罰金

※罰金は禁錮や懲役と同じ前科がつきます

実際に起きた交通事故事例です

【事故事例1】

交差点で、通学路の見守り活動をしていた男性が、高校3年生の女子生徒の自転車にはねられ意識不明の重体となった。女子生徒はスマートフォンを操作しながら自転車を運転していて事故を起こしたとして、重過失傷害の疑いで書類送検され、保護観察処分になった。男性は頭を強く打ち、現在も意思疎通が困難な状態にあるという。
(令和元年 兵庫県伊丹市)



【事故事例2】

歩道を自転車で走行していた高校1年生の男子生徒と、歩いていた男性がすれ違いざまに接触し、男性は弾みで車道に倒れ、走行中のトラックにはねられて死亡した。男子生徒は無灯火でイヤホンを使用していた。男子生徒は重過失致死の容疑で送検された。
(令和3年 東京都)



【兵庫県では条例により、自転車保険の加入が義務付けられています】

自転車運転中におきた事故で高額賠償となった事例

- ①賠償額 9,521万円 男子小学生が女性と衝突。女性は意識が戻らない状態
神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決
- ②賠償額 9,266万円 男子高校生が男性会社員と衝突。会社員に重大な障害
東京地方裁判所 平成20年6月5日判決

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日交通対策本部決定より)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから横断しましょう。



3. 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトがつくか点検しましょう。



4. 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。



5. ヘルメットを着用

すべての自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車のながらスマホ罰則強化

令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の危険な運転に対して罰則が強化されました。

自転車乗車中は、スマホの操作はもちろん、画面を注視する行為も禁止されています。

違反者には6月以下の懲役、または10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。

中学生も取り締まりの対象です。ながらスマホはやめましょう。

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化	
運転中のながらスマホ ※ 運転中とは、乗車中かつ運転行為を伴う場合を指す。	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

令和6年11月1日 道路交通法改正
自転車運転中の新たな罰則の整備について

罰金・懲役
罰金
懲役

罰金
懲役

罰金
懲役

罰金
懲役